

議案第八十三号

港区立教育センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立教育センター条例の一部を改正する条例

港区立教育センター条例（昭和四十年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「および」を「及び」に改め、「図る」の下に「とともに、幼児、児童、生徒等の健全な育成を支援する」を加える。

第二条第二号を次のように改める。

二 位置 東京都港区虎ノ門三丁目六番九号

第三条中「掲げる」を「定める」に、「次の」を「、次の」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「ついでの研究、調査」を「係る調査及び研究」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「、展示」を「及び展示」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「教育相談」の下に「及び教育支援」を加え、同号を同

条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 学校の経営支援に関すること。
- 三 教育職員の研修に関すること。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

教育センターの位置を変更するとともに、事業を拡充するため、本案を提出いたします。